

開発行為許可等申請手数料一覧表（白井市手数料条例抜粋）

1. 開発行為許可申請手数料（都市計画法第 29 条）

（1 件につき）

開発区域面積	自己の居住用	自己の業務用	その他
0.1 ヘクタール未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6.0 ヘクタール以上 10.0 ヘクタール未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10.0 ヘクタール以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円

2. 開発行為変更許可申請手数料（都市計画法第 35 条の 2）

申請 1 件につき、摘要の①から③に掲げる額の合計金額
（その額が 870,000 円を超えるときは、870,000 円）

摘要	①	②	③
設計の変更	開発区域の面積 ^{※1} に応じ、開発行為許可申請手数料に 10 分の 1 を乗じた金額（※1：適用②に規定する変更を伴う場合にあつては変更前、縮小を伴う場合にあつては縮小後の面積とする）	新たに編入される開発区域の面積に応じた開発行為許可申請手数料の金額	10,000 円
新たな土地の編入			
その他の変更			

3. 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 （都市計画法第 41 条第 2 項ただし書）

1 件につき	46,000 円
--------	----------

4. 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（都市計画法第 42 条第 1 項ただし書）

1 件につき	26,000 円
--------	----------

5. 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 （都市計画法第 43 条）

開発区域面積	1 件につき
0.1 ヘクタール未満	6,900 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	18,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	39,000 円
0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満	69,000 円
1.0 ヘクタール以上	97,000 円

6. 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（都市計画法第 45 条）

自己の居住用 又は 自己の業務用で 1.0 ヘクタール未満	1,700 円
自己の業務用で 1.0 ヘクタール以上	2,700 円
その他のもの	17,000 円

7. 開発登録簿の写しの交付手数料（都市計画法第 47 条第 5 項）

1 枚につき	470 円
--------	-------